

令和4年8月30日

民生常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 令和4年8月30日
開会 11時30分 閉会 12時2分
- 2 場 所 幕別町役場3階会議室
- 3 出席者 委員長 小田新紀
副委員長 藤原 孟
委員 藤谷謹至 小島智恵 荒貴賀 中橋友子
議長 寺林俊幸
- 4 説明員 町長 飯田晴義 副町長 伊藤博明 忠類総合支所長 笹原敏文
保健福祉課長 高橋宏邦 保健係長 山本奈津子
- 5 傍聴者 若山和幸 岡本眞利子 野原恵子 谷口和弥 千葉幹雄
- 6 事務局 議事課長 北原正喜 庶務係長 川瀬真由美
- 7 審査事件及び審議内容
- 1 付託された議案の審査について（別紙）
 - (1) 議案第81号 指定管理者の指定について
 - (2) 陳情第5号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書の提出を求める陳情書
 - 2 所管事務調査項目について
正副委員長にて検討することにした。
 - 3 所管事務調査報告書について
修正等があれば事務局までお知らせいただくことにした。
 - 4 その他
 - (1) 閉会中の継続調査申し出について

民生常任委員会委員長 小田新紀

◇審査内容

(開会 11:30)

○委員長(小田新紀) ただいまより、民生常任委員会を開会いたします。

これよりインターネット中継を始めます。

それでは、これより、1、付託された議案の審査を行います。

議案第81号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

町側からの説明を求めます。

忠類総合支所長。

○忠類総合支所長(笹原敏文) 議案第81号、指定管理者の指定について提案の理由をご説明申し上げます。

忠類歯科診療所は、昭和46年8月以来、公設の歯科診療所として運営してまいりましたが、前任医師の退任に伴い、平成30年度より医療法人社団航慎会を指定管理者に指定し、期間を今年度までと定め、管理運営を行ってまいりました。

この度、令和5年度以降5年間の指定管理者について、改めて同法人を候補者として選定し、指定するとして提案をいたしました。

議案書と議案説明資料につきましては、先ほど本会議での提案説明と重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

お手元に配布いたしました資料に基づき、指定管理者の候補者である航慎会から提案された事業計画概要について、ご説明いたします。

はじめに、1、管理運営の方針であります。

1つ目の治療方針を、予防重視、口腔内の健康増進、生活の質や心身共に健康な状態を高められるよう努めるとし、2つ目の高齢化に対応した医療提供として、口腔の健康を通じて、一生、口から食べられるよう、口腔内の健康を通じて町の福祉向上に努める、としております。

3つ目の総合診断による治療提供は、虫歯だけでなく口腔内におけるさまざまな悩みに対応し、患者と医師とが十分な理解と信頼のもと、満足できる治療を提供するというものであります。

最後に4つ目の診療体制は全6名とし、記載の体制で行うものであります。

次に、2、利用促進に向けての取り組みであります。

1つ目として、診療時間の延長や夜間診療等の検討、体制作りに取り組むというものであります。

2つ目に、これは航慎会を指定管理者として指定してから既に取り組んでいただいておりますが、各種の先進医療の提供に取り組んでいくというものであり、こうした治療を必要とする患者さんが、町外の診療所へ行かなくても忠類で治療を受けられる取り組みを実施していきたいというものであります。

次に、3、安全管理等の対策については、ご覧の通りであります。

次に、4、収支計画の説明の前に、資料の裏面ご覧下さい。参考資料により航慎会が指定管理者となりました過去4年間の運営状況と決算状況について説明いたします。

はじめに運営状況につきましては、指定管理とする以前の3年間と航慎会を指定管理者として指定した以降の4年間の記載しております。

②の受信者数ですが、指定管理とする以前は三千人台半ばで推移していたものが、航慎会が指定管理者となった平成30年度以降は五千人前後で推移しており、これに伴い、一日当たりの受信者数も15人前後から20人を超える数字となっております。

こうした結果となりました要因につきましては、確かな治療技術はもとより、以前は配置されていなかった歯科衛生士の配置により口腔ケアの充実が図られたこと、先ほどの利用促進でも触れましたが先進医療となるインプラントや口腔外科にも対応していること、そして何よりこうした診療を提供し続けることによって地域住民の皆さんから信頼を得ていること、などが主な要因となっているものと考えております。

次に、決算状況についてであります。上の表が収入、下の表が支出であり、それぞれ太枠内に平成30年度から令和3年度までの決算を示し、その右側に令和4年度の予算を示しております。また、網掛け部分と収入の中の事業外収益に計上されております指定管理料につきましては、上段を決算額、下段のかっこ内は平成29年度に行った前回の指定管理者の選定の際に提出された収支計画書の額を示すものであります。なお、決算額は税込み額で提示されたものを税抜き額へと換算した数字を示したものであります。

はじめに収入であります。上段の網掛け医業収益のaにつきましては、診療報酬、自由診療収入ともに増加しており、特に自由診療収入が大幅な増加となっております。平成30年度決算が3,792万3千円だったのに対して、直近の令和3年度決算では6,304万1千円を計上するまでになっており、かっこ書きの計画の数字と比較しましても大幅に増加しております。

こうした結果となりました要因につきましては、受信者数の増加や診療内容によって1人当たりの診療報酬が増加したこと、そしてセラミックやインプラントによる保険適用外となる自由診療のニーズが多くあったことなどから、大幅に増加したものと考えております。

次に、中段の網掛け医業外収益のbにつきましては、指定管理料が主なものであり、指定管理料の部分を見ていただきますと、計画では毎年増加する予定でありましたが、決算額1,223万7千円と初年度から同額となっております。令和3年度決算では計画に対しまして約100万円の減額となっております。

最後に、下段の網掛け事業収益合計のa + bは、ご覧のとおりであります。

次に支出であります。上段の網掛け医業費用のcにつきましては、薬品・材料費や外注技工料の他、人件費、福利厚生費等で構成されるもので、平成30年度決算が3,433万円だったのに対して、直近の令和3年度決算では5,569万7千円となっております。収入に比例して増加している経費がある他、人件費、福利厚生費につきましては令和元年度の9月より常勤医師の他、非常勤医師を配置したことにより、それ以降増加しております。

次に、中段の網掛け医業外費用のdにつきましては、ご覧のとおりであり、かっこ書きの計画においては未計上であったためゼロとなっております。

最後に、下段の網掛け事業費用合計のc + dは、ご覧のとおりであります。

なお、平成30年度から今年度までの指定管理料につきましては、5年間で6,118万5千円、単年度で申し上げますと1,223万7千円となるものであります。いずれも消費税等相当額を除いた数字であります。

以上が、航慎会が指定管理者となりました過去4年間の運営状況と決算状況であります。この4年間を総括いたしますと、只今ご説明いたしましたとおり、大変良好な管理運営を行っていただいているものと考えております。

特に、以前には対応していなかった先進医療を積極的に取り組み、歯科衛生士の配置など、歯科医療を通じて地域住民の健康増進に貢献をいただいているものと考えております。また、選定委員会では施設利用者の町民委員から厚い信頼を寄せるコメントや地域に溶け込む姿を評価するコメントがあるなど、理事長である中野氏の人柄も高い評価を得ているものと考えております。

このようなことから、この4年間における指定管理者としての航慎会につきましては、町といたしましても高い評価をしているところであります。

表面に戻りまして、4、収支計画について説明いたします。

はじめに収入であります。上段の網掛け医業収益のaにつきましては、令和5年度が4,492万円とし、以降微減すると計画しております。その要因といたしましては、人口減少による影響を加味したとのことであります。

次に、中段の網掛け医業外収益のbにつきましては、指定管理料が主なものであり、下段の網掛け事業収益合計のa + bは、令和5年度が5,072万円とし、以降微減すると計画しております。

次に支出であります。上段の網掛け医業費用のcにつきましては、令和5年度が4,412万円とし、以降は人件費の微増を加味して同様に微増すると計画しております。

次に、中段の網掛け医業外費用のdにつきましては、ご覧のとおりであります。

最後に、下段の網掛け事業費用合計のc + dは、令和5年度が4,724万円とし、以降微増いたしますが令和7年度以降は横ばいで計画しております。

令和5年度以降の収支計画につきましては、決算額と比較いたしますと数字を低く抑えておりますが、人口減少の影響を加味するなど手堅い数字としてまとめられたものであります。

次に、令和5年度以降の指定管理料につきましては、5年間で2,750万円、単年度で申し上げますと550万円とするものであります。いずれも消費税等相当額を除いた数字であります。

この指定管理料につきましては、過去4年間の決算状況から今後の受信者数を想定し、そこから得られる収益とかかる費用の見込み額を算定した上で定めたものであります。

これまでの指定管理料と比較いたしますと大幅に減額となっておりますが、過去4年間の決算状況を踏まえた上で、歯科診療所としての管理運営が十分に可能で、かつ、法人として確保すべき必要な利益を加味し、健全な歯科診療所運営を行えるよう趣味レーションいたしまして算定いたしました。必要な指定管理料として適切な金額であると考えております。

以上で、資料の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小田新紀） 説明が終わりました。質疑をお受けしたいと思っております。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

荒委員。

- 委員（荒貴賀） 収入で確認させていただきたいことがあります。2ページ目の収入令和3年度自由診療が1,600万円を超えているのです。医療法人さんが先進医療の提供を行うという事で増えてきたのかと推察されるが、次の5年計画の中では、だいたい400万円の推移とあります。かなり開きがあるように感じますが、その辺についてはどういった経緯があったのでしょうか。ご説明をお願いします。
- 委員長（小田新紀） 忠類総合支所長。
- 忠類総合支所長（笹原敏文） 先進医療の中のインプラント治療については、これまで前任の医師の際には取り組みはなかったのですが、徐々に増えてこのような結果になっているものであります。ただ、この需要は今後とも引き続き、恒常的にあるのかどうかと考えると、一定程度こうした需要のニーズに答えた段階にあっては縮小していくという事も考えられますので、法人としてはその辺も考慮したうえで、先ほどの説明で申し上げましたが、ある程度手堅い数字で計画に計上しているものと町では判断している。
- 委員長（小田新紀） そのほかございませんか。
中橋委員。
- 委員（中橋友子） 良好な経営内容で今後も指定管理料が半減していくという事で、診療所のかんりの努力があったとこの資料から察します。1点ですけれども、町民の方の評価が大変高いという事でありまして、1日平均20人くらいで4,500人から5,000人年間診ていただいているという事ですが、これはほとんどが町民の方になるのでしょうか。実質利用人数は出ているのでしょうか。1人の方が何回もかかるという事になると思うんですけれども、実質町民の利用者数はどのくらいでしょうか。
- 委員長（小田新紀） 保健福祉課長。
- 保健福祉課長（高橋宏邦） 令和3年度の数字で申し上げますと、忠類地域の住んでいる方が188名、忠類地域を除く幕別町民9名で幕別町民が197名、大樹町が200名、広尾町が13名、更別村が5名という事で、だいたい町民と町民以外が半分半分位の患者数となっております。
- 委員長（小田新紀） 中橋委員。
- 委員（中橋友子） 町民のための健康増進施設でありますから、忠類の方と本町併せて197名受診されているという事は、大きい数字だと思います。が、それ以外の方が218名というのは、半分半部とおっしゃいましたが、まったくの民間であれば当然こういう事だと思うんですが、指定管理としては町民以外が半分という事についても、歓迎すべきなんですけれども、複雑な思いはありますね。ただ業績とかこういう努力については、頑張っただけでこられたんだという事をお見受けできますので今の説明を良ししたいと思います。
- 委員長（小田新紀） よろしいでしょうか。そのほかいかがでしょうか。ございませんか。

では、ないようですので議案第81号に対する質疑は、以上で終了いたします。説明員の皆さんどうもありがとうございました。

説明員の退席のため、暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

- 委員長（小田新紀） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
議案第 81 号、指定管理者の指定について各委員のご意見を伺いたと思います。
意見のある方は、挙手をお願いします。
中橋委員。
- 委員（中橋友子） 質問の中でも申し上げましたけれども、5年間の中で大変な努力をなされて、患者数それから全体の事業収益等を含めて向上されてきたことが、この数字からおしはかることができます。あらためてこれまでの5年間6,000千万円近い指定管理料だったものが、1,200万円で4分の1になるという事も、かなり大きい影響を町財政にとっては、改善されてきたものというふうに思いますので、この提案については理解をしたいと思います。
- 委員長（小田新紀） その他に、意見はありませんか。
意見がないようですので、これより採決をいたします。
議案第 81 号、指定管理者の指定については、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
（なしの声）
- 委員長（小田新紀） 異議なしと認めます。
したがって本件は、原案のとおり可決いたしました。
本件の報告書につきましては、委員長と副委員長に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
（なしの声）
- 委員長（小田新紀） それでは、そのようにさせていただきます。
（1）指定管理者の指定についてこれで終了といたします。
次に（2）陳情第 5 号、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書の提出を求める陳情書」を議題といたします。
はじめに確認いたします。
議会基本条例第 7 条第 4 項では、請願及び陳情の付託を受けた委員会は、これを町民による政策提言と位置づけ、その審査においては、必要に応じて提案者の意見を聴く機会を設けるとしています。
本委員会に付託された陳情第 5 号の審査にあたり、提案者の意見を伺う必要があるか否かについて、ご意見をいただきたいと思ひます。
ご意見のある方は、挙手をお願いします。
荒委員
- 委員（荒貴賀） 10月からスタートするインボイス制度の中で、特に陳情書に書かれているとおり、中小零細企業にとっては大きな負担になるという事が立証されるというところであり、ぜひ提案者の方の声を聴いて私自身も深い理解とともに、委員会でしっかりと反映させていきたいと思ひますので、陳情者さんのお話、説明等をぜひ聞かせていただきたいと思ひます。
- 委員長（小田新紀） ただいま荒委員より陳情者の意見を伺いたいという事で意見がありました。これに対してみなさんのほうから、ご意見等ございませうでしょうか。
（なしの声）

○委員長（小田新紀） それでは、意見を聴く機会が必要ということでもありますので、本陳情の審査にあたりましては、会期中の継続審査とさせていただき、次回の委員会において、提案者から意見を聴く機会を設けることにいたしたいと思います。

その場合、幕別町議会委員会条例第 26 条の 2 の規定により、議長を通じ、提出者に参考人として出席を求めることとなります。

これに異議ありませんか。

（なしの声）

○委員長（小田新紀） 異議がないようですので、そのようにいたします。

次回の日程につきましては、提案者との調整等が必要と思いますので、今ここで決めることができませんが、候補として 13 日決算審査終了後としていかがでしょうか。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（小田新紀） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次回の日程については、7 日午後で調整をさせていただきます。

以上で、本委員会のインターネット中継を終了いたします。